

ボランティア・市民活動ルーム利用規則について

利用できる方

県及び市町村社会福祉協議会に登録されているボランティア団体・個人並びにNPO法に基づく法人格を有している団体。

利用可能日

県総合社会福祉会館が閉館となる年末年始等を除く毎日。

利用時間

- 日・月曜、祝日 . . . 9時～16時30分
- 上記以外の日 . . . 9時～20時30分

利用申込みについて

いつでも利用可能ですが、下記にご注意ください。

○占有利用する場合

他団体と共同利用できない場合（※会議を行う場合等）は、県ボランティア・市民活動センター（以下県ボラ）へ事前に電話かメール、FAXでお申し込みください。なお、この場合の**1日の利用時間は原則4時間以内**です。

○平日夜間・土日祝日に利用する場合

県ボラ開所時間外（※月曜を除く平日17時以降と土日祝日）に利用する場合は、事前に電話かメール、またはFAXで「**ボランティア・市民活動ルーム利用申込書**」をご提出のうえ、お申し込みください。

利用する当日について

○平日（9:00～16:30）に利用する場合

2階の「ボランティア・市民活動センター」までお越しいただき、ルーム利用の旨を伝えてください。鍵と利用報告書をお渡しします。

利用後は、利用報告書を記入し、鍵と一緒に2階のボランティア・市民活動センターに提出してください。

○平日夜間・土日祝日に利用する場合（事前申請が必要）

1階の会館受付にてルーム予約の旨を伝えてください。**予約確認ができましたら**鍵と利用報告書をお渡しします。

利用後は、利用報告書を記入し、鍵と一緒に1階の会館受付に提出してください。

問合せ先

大分県ボランティア・市民活動センター

TEL：097-558-3373

E-mail：oitavoc@oitavoc.jp

